

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改正事項の概要
第2編	第2編	<p>「酒税法施行令」等の一部改正に伴い所要の整備を行った。</p> <p>「未成年者飲酒禁止法」の法律名が「二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律」に改正されたことに伴い所要の整備を行った。</p> <p>「酒税法」等の一部改正に伴い所要の整備を行った。</p>
3-焼酎の定義-3	3-焼酎の定義-3	
3-発泡酒の定義-3	3-発泡酒の定義-3	
3-酒母、もろみ及びこうじの定義-3	3-酒母、もろみ及びこうじの定義-3	
10-2-1	10-2-1	
14-1	14-1	
22-2-1	22-2-1	
23-1	23-1	
23-2	23-2	
29-2-2	29-2-2	
29-2-3	29-2-3	
29-2-4	29-2-4	
30の2-1、2及び3-4	30の2-1、2及び3-4	
50-1-1	50-1-1	
50-1-7	50-1-7	
50-1-12	50-1-12	
50-1-13	50-1-13	
50-1-14	50-1-14	
50-1-15	(新設)	
50-1-16	(新設)	
50-1-17	50-1-15	
第3編	第3編	<p>「租税特別措置法施行令」の一部改正に伴い所要の整備を行った。</p>
87の8-4-1	87の8-4-1	
87の8-4-2	87の8-4-2	
第5編	第5編	<p>「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」の一部改正に伴い所要の整備を行った。</p>
7-2	7-2	
第8編	第8編	<p>接続しない地区の禁止の取扱いを廃止した。</p>
第1章 (削除)	第1章 7-2	